


所管部課	社会教育部 中央図書館	部長	小俣 学			
件名	地区図書館への指定管理者制度導入に係る東大和市立図書館条例の一部改正の骨子について		区分			○
関係事項	条例規則	東大和市立図書館条例 東大和市立図書館運営規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市立図書館条例の一部改正については、令和3年第1回市議会定例会での議案提出に向けて準備を進めている。</p> <p>ここで、条例の一部改正の骨子がまとまったことから、令和2年9月1日に開催される市議会議員全員協議会に議題を提出し、説明を行うものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 東大和市立図書館条例の一部改正の背景及び基本的な考え方 ② 東大和市立図書館条例の一部改正の骨子 ③ 経費抑制及び事業者の選定 ④ 今後のスケジュール (予定) <p>(2) 影響及び効果</p> <p>地区図書館の開館日及び開館時間の拡大を図ることで市民サービスの向上を図り、市民等からの要望に応えることができる。</p>						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年10月から令和2年3月 教育委員会 (中央図書館) における地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しの検討 ・令和2年4月から令和2年8月 東大和市立桜が丘図書館及び清原図書館指定管理者選定基準等検討部会による審議 (4/24、6/18、7/13、8/6) 						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>【今後の予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年9月 パブリックコメント実施 ・令和3年2月 令和3年第1回市議会定例会に議案提出 ・令和3年4月 指定管理者募集開始 ・令和4年4月 指定管理者による地区館の運営開始 						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、市議会議員全員協議会への議題資料として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。